



2015 ~ 2016 年度
R I テーマ

Be a gift to the world
世界へのプレゼントになろう

世界へのプレゼントになろう

国際ロータリー会長

K. R. ラビンドラン (国籍・スリランカ)

2720 地区

別府中央ロータリークラブ



例会日 火曜日 12 時 30 分
ところ 別府亀の井ホテル 〒874-0936 別府市中央町5-17
TEL (0977) 22-3301 FAX 21-1232
事務所 別府市西野口町1番1号 青山通りビル 3F
〒874-0931 TEL (0977) 23-9000
FAX (0977) 23-9019
<http://www.beppu4rc.jp/chuo/>
E-mail: info@beppu4rc.jp

理事	平野 教康	理事	西馬 良和	役員	会長	平野 教康	S A A	前田 哲矢
〃	梶原 和朗	〃	村津 忠久	副会長	梶原 和朗	直前会長	前田 哲矢	
〃	後藤 隆	〃	亀井 孝	幹事	佐々木久宜			
〃	森園 伸也			会計	衛藤 秀子			

VOL. 28 - 18
2015 年 11 月 24 日

第 1257 回 例会

会報委員長 堀 由美

◆点 鐘 12 : 30

◆R S 別府中央 R.C. の歌

◆唱 歌 通りゃんせ

会長の時間

会長 平野 教康

皆さんこんにちは。会長の時間です。

本日は西馬会員の卓話です。今日は意味深なテーマですので楽しみです。

先だって善行表彰の件で、小学校だけと年間休み無く登校した生徒を表彰基準にしたらどうか等意見がありましたが、本来校長会には9月位から話を持っていかなければなりませんでした。今回辛うじて、11月27日の校長会に間に合っただいです。よって今の段階で審議をいただくより、例年通りに行わせていただくことが大事と思い、新しい提案はしないこととしました。

4ロータリー会長・幹事会では合同例会の担当ですので、来年2月23日別府亀の井ホテルで開催されることが承認されました。

今日も楽しく例会しましょう。

◆出席報告 委員長 衛藤 秀子

本日 の 出 席	会 員 総 数	28 名
	出 席 者	17 名
	事前メイクアップ	0 名
	理 事 会 承 認	0 名
	出 席 免 除	2 名
	欠 席 数	9 名
	出 席 率	65.38 %
前々 回 の 訂 正	出 席 率	72 %
	事後メイクアップ	0 名
	理 事 会 承 認	0 名
	出 席 免 除	3 名
11/10	修 正 出 席 率	80 %

連 続 一 回
通 算 750 回 100 %

・メイクアップ

事前
事後
欠席 平野(英)、堀、前田、森、森園、
中尾、西林、大西、島田
出席免除 溝部、河村

幹事報告

佐々木久宜

ロータリー財団月間一

1. 本日の卓話
「親子関係不存在の裁判について」
西馬良和会員
2. 喪中につき、年末年始のご挨拶をご遠慮させていただきます。
○平野教康会員（ご尊父様）
3. 第21回全日本ロータリークラブ親睦合唱祭別府大会のご案内
日 時 平成28年5月28日（土）
12：00～開会 18：00～懇親会
場 所 別府ビーコンプラザ
フィルハーモニアホール
※懇親会はコンベンションホール
参加登録料 合唱のみ 6,000円
懇親会 9,000円
4. 11月19日（木）18：30～鈴よしに於いて「別府市内4RC会長・幹事会」が開催され、梶原和朗副会長と佐々木久宜幹事が出席致しました。
5. 11月23日（月）13：30～別府ビーコンプラザに於いて「公益財団法人別府青年会議所創立40周年記念式典」が開催され、梶原和朗副会長が出席致しました。
6. 例会変更のお知らせ
日出RC 12月8日（火）の例会は、職場例会の為 同日12：30～花精に場所変更
大分RC 12月8日（火）の例会は、クリスマス家族例会兼65周年記念例会の為 同日18：30～大分オアシスタワー

ホテルに時間・場所変更

大分南RC 12月11日（金）の例会は、基隆東河扶輪社歓迎例会の為 同日18：30～ホテルザーズに時間・場所変更

7. 次週例会の予定
「会員卓話」 後藤 隆会員
8. 本日の回覧
①「忘年会」出・欠席
②「障害者作業所ゆけむりよりしめ縄・加工品販売」のご案内
9. 本日の配布
① 杵築RC 週報
② 週報No.1256
③ 全日本親睦合唱祭別府大会のご案内





スマイルボックス 委員長 近藤 賢司

○村津会員

12月20日（日）に大分のいいちこグランシアタで公演される「第39回大分第九の夕べ」まで、あと1ヶ月となりました。

昨夜の大分合同新聞夕刊に、練習風景の写真入りで記事が掲載されました。

公演の成功を祈念してスマイル。

○亀井会員

11月19日に珍しく大分で会食があり、都町の方へ歩いて2次会に向かっていた所、バツタリと横断歩道で後藤会員と会い、私が大きな声で“先生”と声をかけると、後藤会員が持っていたバッグを落としました。どうしたんですか？なぜ落としたんですか？

○梶原会員

ついにキャッチャーミットと面が来ました。ミットの方は時間をかけて使いやすくします。

面は後藤さんの頭のサイズに合わせてください。

○土谷会員

この前のゴルフコンペは皆さんお疲れ様でした。和気藹々としたゴルフで楽しかったです。前田さんの喋りながらすぐに打つのは、ちょっとビックリしました。でスマイルです。

卓 話

西馬 良和



親子関係不存在確認の裁判

DNA鑑定と家族の在り方
「女性にとって我が子は真実。
男性にとって我が子は信仰。」

大沢樹生と喜多嶋舞



大沢樹生と喜多嶋舞 騒動の経緯

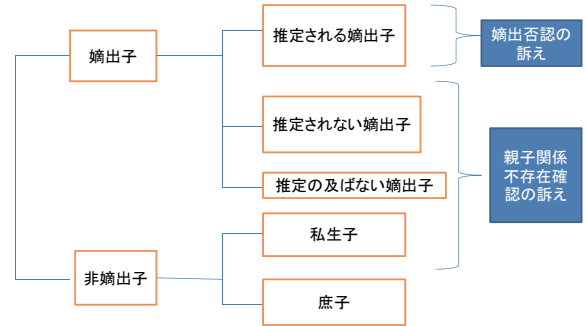
- 96年6月28日 結婚。喜多嶋は妊娠3カ月
- 97年1月14日 長男が誕生
- 05年9月20日 離婚。長男の親権は喜多嶋、生活は大沢と
- 07年1月15日 長男の親権が大沢に移動
- 07年7月17日 喜多嶋が再婚
- 08年1月23日 喜多嶋が再婚相手との間に女兒を出産
- 08年4月26日 大沢が再婚
- 13年2月 大沢がDNA鑑定を実施
- 7月 長男の親権が喜多嶋に移動
- 9月 長男の親権が喜多嶋両親に
- 12月 大沢が週刊誌で「女性確率0%」と主張
- 14年1月7日 大沢が会見。「事実」
- 13日 大沢の再婚相手が女兒を出産
- 14日 長男が週刊誌に「99.9%パパの子」と反論
- 15年10月 大沢が「親子関係不存在確認」の訴訟を起こす



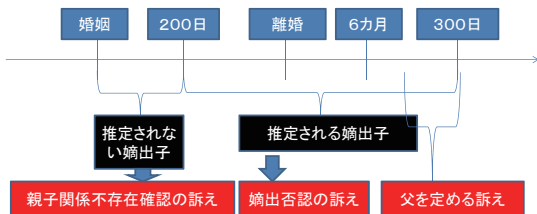
親子関係を争う裁判

- 嫡出否認の訴え
 - 子の出生を知ってから1年以内のみ提訴可能。
- 親子関係不存在確認の訴え
 - 無期限。いつでも提訴可能。
- 父を定める訴え
 - 無期限。いつでも提訴可能。

法律上の子の区別



時系列



DNA鑑定の発達と家族の在り方

- DNA鑑定・生物学上の親子関係を優先させるべきか。
- DNA鑑定とは一線を画した養育上の親子関係を優先させるべきか。

皆さんはどう思いますか？

最高裁平成26年7月17日 第一小法廷判決

- 「民法772条により嫡出の推定を受ける子につきその嫡出であることを否認するためには、夫からの嫡出否認の訴えによるべきものとし、かつ、同訴えにつき1年の出訴期間を定めたことは、身分関係の法的安定を保持する上から合理性を有するものといえる(略)。そして、夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然となるものではないから、上記の事情が存在するからといって、同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできないものと解するのが相当である。このように解すると、法律上の父子関係が生物学上の父子関係と一致しない場合が生ずることになるが、同条及び774条から778条までの規定はこのような不一致が生ずることをも容認しているものと解される。
- もっとも、民法772条2項所定の期間内に妻が出産した子について、妻がその子を懐胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合には、上記子は実質的には同条の推定を受けない嫡出子に当たるといえるから、同法774条以下の規定にかかわらず、親子関係不存在確認の訴えをもって夫と上記子との間の父子関係の存否を争うことができると解するのが相当である」と判示した。本件においては上記後段(「もっとも」で始まる段落)記載のような事情もないから、親子関係不存在確認を求める訴えは不適法であるとして、訴えを却下しました。

